

第十三条 住宅費ヲ補助スルコト
第十四条 労働組合ヲ承認スルコト
第十五条 解雇者ヲ出サシムルコト

以上

昭和三年

五月十九日

回答書

(八原文、佐)

第一条 勤務時間十時間短縮ノ件承認ス

但始業及終業ノ際ニ於テ往來恩惠的ニ対応シタルモノハ今後之ヲ勤務時間ニ算入ス
尚仕事時間中急用シタルモノト認ムルトキハ十時乃至十一時間範圍内ニ於テ相互勤務
時間ヨリ控除スルコトアリ。

第二条 現在ノ特別キモハ給付時間ヲ事實上勤務スルカ故ニ給付スルモノナルヲ以テ之
ヲ全齎シ一条所定ノ休憩時間ヲキルコト止ム。従テ二割ノ増給ヲ認メス

第三条 承認ス

但労働条件ヲ提出シ又ハ他ノ事情ニヨリ工時定ガモテ得ルニテ臨時休業ヲ為シタ
ル場合ハ此ノ限リニアラス

第四条 承認セス

現在ノ規約ヲ以テ十分ナリト認ム

第五条 承認セス

現在ノ規約ヲ以テ十分ナリト認ム

第六条 承認セス

現在ニ在リテモ能率ヲ色色トシテ適宜昇給ヲ行ヒツマケ、能率ノ良否ニ拘ラズ全般
ニ昇給セシムルコトハ不可能ナリ